平成２７年（フ）第１０９号
釧路市貝塚２丁目５番17号
破産者　有限会社カネタ丸陽水産
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第９０号
青森市大字駒込字深沢５番地461
破産者　株式会社ビルドシステム
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
青森市大字駒込字月見野299番地50
破産者　有限会社キィウィカンパニー
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９３２号
東京都小平市小川町１丁目333番地の５パディー上宿302号
破産者　森　　康晃
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９３３号
東京都町田市森野２丁目８番６号
破産者　齊藤　裕樹
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１１０２号
京都市左京区大原井出町87の２
破産者　株式会社辻工
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３６号
岡山市中区山崎235番地５、旧住所岡山市中区倉田208番地12
破産者　新野　竜一
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４７号
岡山市南区豊成３丁目２番15号ルミナス芳泉206号
破産者　浦田　正三
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５９８号
広島県安芸郡熊野町平谷４丁目１番３号
破産者　有限会社片川工務店
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４６号
宮崎県都城市高崎町前田613番地２
破産者　有限会社みやま荘
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第７８号
千葉県木更津市笹子97番地１
破産者　志保澤　孝
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４６号
静岡市葵区安倍口新田424番地の９
破産者　有限会社鈴木木工家具
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６４０７号
東京都新宿区新小川町３番16号
破産者　株式会社酒井書店育英堂
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７３号
和歌山市紀三井寺800番地96
破産者　日本工宣株式会社
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２１号
横浜市保土ケ谷区宮田町１－４－14　大島ビル101号、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目５番地９
破産者　有限会社宏和物産
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４６８号
川崎市中原区北谷町11番地９
破産者　坂部　弘行
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８１１号
名古屋市緑区桃山１丁目76番地の３
破産者　間瀬　紀昭
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３４２号
名古屋市名東区牧の原１丁目1401番地　ニューパピリオン加藤203号
破産者　髙山　儀一
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２６５号
愛知県日進市梅森台５丁目178番地１　ジュネス梅森101、従前の住所愛知県豊田市西山町３丁目30番地９　Ｔステージ梅坪206号
破産者　髙嶋　義浩
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部